

専門委員会規定

審判委員会規定

第1条 この規定は、釧路サッカー協会規約、第5章専門委員会規定、第25条により定める。

第2条 当委員会は、次のような事項を目的として事業を行う。

(目的) 審判員の要請及び審判技術の向上や競技規則の解釈並びに指導普及

(事業) (1) 審判研修会の開催

(2) 競技規則改正に伴う資料の提供及び解釈指導

(3) 公式競技会に対する審判員の養成指導

(4) 上級を目指す審判員の養成指導

(5) その他、審判に関すること

第3条 当委員会の委員は常任理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第4条 当委員会には委員長、副委員長を置く。

第5条 当委員会は必要あるとき、委員長が召集して開催する。

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補充のために就任した委員の任期は、前任委員の残存期間とする。

細則 本規定は平成9年4月12日より施行する。

技術委員会規定

第1条 この規定は、釧路サッカー協会規約、第5章専門委員会、第25条により定める。

第2条 当委員会は、次のような事項を目的として事業を行う。

(目的) 釧路地区におけるサッカーの技術の向上及び指導者の養成を図ると共に、広くこれを普及する。

(事業) (1) 技術講習会及び指導者講習会の開催

(2) 選抜チームに係わる業務

(3) 各種事業への参画

第3条 当委員会の委員は常任理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第4条 当委員会には委員長、副委員長を置く。

第5条 当委員会は必要あるとき、委員長が召集して開催する。

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補充のために就任した委員の任期は、前任委員の残存期間とする。

細則 本規定は、平成9年4月12日より施行する。

規律・フェアプレー委員会規定

第1条 この規定は、釧路サッカー協会規約、第5章専門委員会、第25条により定める。

第2条 本規律委員会においては、地区サッカー協会に関わる規律問題を処理する。
尚、懲罰基準は日本協会制定の懲罰基準に順ずる。

第3条 当委員会の委員は常任理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補充のため就任した委員の任期は、前任委員の残存期間とする。

細 則 本規定は、平成9年4月12日より施行する。